

## V-Low マルチメディア放送に関して提出された御意見と総務省の考え方

番号	御意見（提出者）	御意見に対する考え方
1	<p>○ <b>制度整備案全般</b>            当連盟は「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針（案）」に対する意見募集において、V-Low マルチメディア放送の早期実施に向けて制度整備を推進するよう要望しており、迅速に措置されたことを評価します。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
2	<p>○ <b>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令 第四条の二 2 ー</b>            V-Lowマルチメディア放送の業務に関し使用するセグメント数の規定が整備され、申請者が一または隣接する二つの放送対象地域において、各地域最大6セグメントまで参入可能となることを歓迎します。</p> <p>【株式会社中国放送】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
3	<p>○ <b>制度整備全体</b>            「V-LOW マルチメディア放送および放送ネットワークの強靱化に係る周波数割り当て・制度整備に関する基本的方針（案）」に関する制度化にあたり、早期に対応していただいたことを評価いたします。</p> <p>【株式会社TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

4	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」に沿うかたちで、制度整備を迅速に進められたことを評価いたします。</p> <p>【株式会社エフエム北海道】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
5	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワーク強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」に沿う形で制度整備を迅速に進められたことに賛同します。</p> <p>【株式会社エフエム青森】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
6	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・整備制度に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム岩手】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
7	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム仙台】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

8	<p>○ <b>制度整備全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム福島】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
9	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」に沿って、迅速な制度整備を進めていることについて評価をします。</p> <p>【株式会社エフエム栃木】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
10	<p>○ <b>制度整備案</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワーク強靱化に係る周波数の割当て・放送整備に関する基本方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同します。</p> <p>【株式会社エフエム群馬】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
11	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことを評価し、賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム東京】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

12	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められた事に賛同致します。</p> <p>【株式会社エフエムラジオ新潟】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
13	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【富山エフエム放送株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
14	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム石川】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
15	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向けて、「V-Low マルチメディア放送普及及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備が迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【福井エフエム放送株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

16	<p>○ <b>制度整備全般</b></p> <p>V-LOW マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係わる周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに対して賛同いたします。</p> <p>【長野エフエム放送株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
17	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、制度整備が迅速に進められたことに賛同します。</p> <p>【株式会社エフエム愛知】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
18	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【三重エフエム放送株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
19	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム大阪】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

20	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【岡山東エフエム放送株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
21	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【広島エフエム放送株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
22	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム山口】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
23	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿う形での制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム徳島】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

24	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、「V-Lowマルチメディア放送および放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」に沿う形での制度整備を迅速に進められたことに賛同します。</p> <p>【株式会社エフエム香川】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
25	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム愛媛】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
26	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿う形での制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム高知】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
27	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム福岡】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

28	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靭化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちで制度整備を進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム長崎】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
29	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靭化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿って、制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム熊本】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
30	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靭化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速にすすめられたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム大分】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
31	<p>○ <b>制度整備全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靭化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム宮崎】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

32	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム鹿児島】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
33	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度設備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度設備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社エフエム沖縄】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
34	<p>○ <b>制度整備案全般</b></p> <p>地上アナログ放送終了後の電波の有効利用の観点から、V-Low マルチメディア放送の制度整備案が早期に提示されたこと、V-High 放送のより柔軟な制度整備案が提示されたことを評価する。</p> <p>ひきつづき、難聴対策に係るFM中継局につき、今回措置されていない部分に関する早期の制度整備をお願いしたい。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
35	<p>○ <b>制度整備案全般 全般（V-Lowマルチメディア放送に係る部分）について</b></p> <p>当社は、V-Low マルチメディア放送の地上基幹放送事業者として、地方ブロックというこれまでの放送にはなかった放送区域を対象に、従来にない様々な形態の放送を提供することで、地域社会における豊かで安心な生活に寄与したいと考えております。今回の制度整備案は、そのような新たな地域メディアの実現につながる考え方や指針が含まれており、V-Low マルチメディア放送の円滑な導入を推進する内容となっているものと考えます。</p> <p>以上の理由により、今回の V-Low マルチメディア放送に係る制度整備案について賛成するとともに、制</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

	<p>度整備を迅速に進められたことを評価いたします。 今後もV-Lowマルチメディア放送の導入を推進していただくことに期待いたします。</p> <p>【北日本マルチメディア放送株式会社】</p>	
36	<p>○ <b>制度整備案全般 全般（V-Lowマルチメディア放送に係る部分）について</b>          当社は、V-Low マルチメディア放送の地上基幹放送事業者として、地方ブロックというこれまでの放送にはなかった放送区域を対象に、従来にない様々な形態の放送を提供することで、地域社会における豊かで安心な生活に寄与したいと考えております。今回の制度整備案は、そのような新たな地域メディアの実現につながる考え方や指針が含まれており、V-Low マルチメディア放送の円滑な導入を推進する内容となっているものと考えます。</p> <p>以上の理由により、今回のV-Low マルチメディア放送に係る制度整備案について賛成するとともに、制度整備を迅速に進められたことを評価いたします。</p> <p>今後もV-Lowマルチメディア放送の導入を推進していただくことに期待いたします。</p> <p>【東京マルチメディア放送株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
37	<p>○ <b>制度整備案全般 全般（V-Lowマルチメディア放送に係る部分）について</b>          当社は、V-Low マルチメディア放送の地上基幹放送事業者として、地方ブロックというこれまでの放送にはなかった放送区域を対象に、従来にない様々な形態の放送を提供することで、地域社会における豊かで安心な生活に寄与したいと考えております。今回の制度整備案は、そのような新たな地域メディアの実現につながる考え方や指針が含まれており、V-Low マルチメディア放送の円滑な導入を推進する内容となっているものと考えます。</p> <p>以上の理由により、今回のV-Low マルチメディア放送に係る制度整備案について賛成いたします。</p> <p>今後もV-Lowマルチメディア放送の導入を推進していただくことに期待いたします。</p> <p>【大阪マルチメディア放送株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
38	<p>○ <b>制度整備案全般 全般（V-Lowマルチメディア放送に係る部分）について</b>          当社は、V-Low マルチメディア放送の地上基幹放送事業者として、地方ブロックというこれまでの放送</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

	<p>にはなかった放送区域を対象に、従来にない様々な形態の放送を提供することで、地域社会における豊かで安心な生活に寄与したいと考えております。</p> <p>今回の制度整備案は、そのような新たな地域メディアの実現につながる考え方や指針が含まれており、V-Low マルチメディア放送の円滑な導入を推進する内容となっているものと考えます。</p> <p>以上の理由により、今回の V-Low マルチメディア放送に係る制度整備案について賛成するとともに、制度整備を迅速に進められたことを評価いたします。</p> <p>今後も V-Low マルチメディア放送の導入を推進していただくことに期待いたします。</p> <p>【中国・四国マルチメディア放送株式会社】</p>	
39	<p>○ <b>基幹放送普及計画 第3 1 総則(1)について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ V-Lowマルチメディア放送を実施する放送対象地域にあわせ、新たに広域圏の定義として5つの広域圏（東北広域圏、関東・甲信越広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏、九州・沖縄広域圏）が追加されました。広域圏の定義の拡充は、V-Lowマルチメディア放送の実現のために必要な措置だと理解しております。</li> <li>・ ただし、新たな5つの広域圏は地上テレビジョン放送をはじめとする既存の基幹放送の放送対象地域とは全く整合性がなく、V-Lowマルチメディア放送以外への適用は想定できません。この点は誤解を招かないようにすべきだと考えます。</li> <li>・ したがって「基幹放送普及計画」の第3「1 総則」(1)において、「新たな5つの広域圏の適用はV-Lowマルチメディア放送に限定する」旨を明記するよう要望します。</li> </ul> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>基幹放送普及計画第3の1総則の(1)は、放送対象地域に係る用語の定義を規定するもので、それがどの放送メディア（基幹放送の区分）に当てはまるかは、第3の2「国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」で規定される構成となっており、明確だと考えます。</p>
40	<p>○ <b>基幹放送普及計画 第3 1 総則(1)</b></p> <p>本広域圏の設定は地上テレビジョン放送をはじめとする既存の基幹放送の放送対象地域とは整合性が無いため、誤解を招かないように、本改正案に「V-Lowマルチメディア放送に限定する」旨を明記するよう希望します。</p> <p>【株式会社中国放送】</p>	<p>同上。</p>

<p>41</p>	<p>○ 電波法第二十七条の十二第一項の規定に基づく九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針 三当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項</p> <p>放送は、今回意見募集対象である特定基地局の開設に関する指針及び基幹放送普及計画においても、全国各地域あまねく受信できるように努めるものとされています。</p> <p>V-Low帯の帯域は、放送用途での利用であり、少なくともこの帯域で放送事業を行う場合は世帯カバー率について厳格に定めるべきであると考えます。</p> <p>放送として、広くあまねく受信できる状況を整備するには、V-High帯と同様にV-Low帯も全国を認定期間内(5年)に90%以上の世帯カバー率を達成するべきであると考えます。</p> <p>また、周波数有効利用の観点からも、この世帯カバー率を早期に達成しようとするインセンティブを働かせるべきであり、電波利用料のこの帯域に対する放送としての各種減免係数の適用は、世帯カバー率の達成後にするべきであると考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社】</p>	<p>本案は、放送の早期普及の観点とともに事業性にも配慮して定めたものです。なお、開設指針で定めるカバー率は、開設計画の認定の日から5年以内に達成しなければならない基準を示したものです。いずれにせよV-Lowマルチメディア放送は基幹放送であり、放送対象地域においてあまねく受信できるように努めなければならないものです。</p> <p>なお、電波利用料に対する減免係数の適用については、本意見募集の対象外です。</p>
<p>42</p>	<p>○ 電波法第二十七条の十二第一項の規定に基づく九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針 別表第二「開設計画の認定の要件」について</p> <p>当該周波数帯の「V-Lowマルチメディア放送」への活用については意義があるものと思料いたしますが、本件に係る特定基地局の設置については、隣接周波数帯に航空機着陸時の精密進入に使用されるILS等が割り当てられていることから、航空交通の安全確保に十分ご留意いただき、混信等が発生しないよう万全を期していただけますようお願いいたします。</p> <p>【定期航空協会】</p>	<p>本制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後、個別の無線局免許の段階においても、V-Lowマルチメディア放送の特定基地局からILS等への有害な混信等が発生しないよう、万全を期して参ります。</p>

43	<p>○ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令 第四条の二 2 ー</p> <p>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令改正案第4条の2についてですが、これまで基幹放送事業者でなかった者がいきなり3以上の放送対象地域に参入することは、許されるのでしょうか？</p> <p>私の意見では、このような参入を禁じる法的根拠が見当たらず、また、これまで基幹放送事業者でなかった者が参入するのであれば、放送の独占により表現の自由を害するおそれが小さいと思われることから、許されるとすべきだと思います。</p> <p>【個人】</p>	<p>放送法第93条第1項第4号において、放送の多様性・多元性・地域性を確保するため、いわゆる「マスメディア集中排除原則」が定められています。</p> <p>参入可能な放送対象地域の数を2以下に限る本案については、マスメディア集中排除原則の趣旨、参入希望の状況を勘案して設定したものです。</p>
----	--	--